

平成16年5月7日

関係各位

会社名 高千穂交易株式会社
代表者名 代表取締役社長 山村秀彦
(コード番号 2676 東証第2部)
問合せ先 常務取締役経営システム本部長
赤堀寛人
電話 03-3355-1111

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成16年5月7日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成16年6月25日開催予定の当社第53回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績および当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的とし、当社取締役及び使用人並びに当社子会社取締役(以下、「対象者」という。)に対して以下の2.に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1)新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式49,000株を上限とする。

各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、1,000株とする。

なお、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

(2)新株予約権の総数

49個を上限とする。

(3)新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という。）の平均値（最終価格のない日数を除く。）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）、又は発行日の前日の最終価格（当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）のいずれか高い金額とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成18年7月1日から平成21年6月30日までとする。

(6) その他新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

(7) 新株予約権の消却

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以

下「完全親会社」という。)に承継させるものとする。なお、承継後の新株予約権の内容に関する決定方針は以下のとおりである。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式とする。

各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の条件等を助案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後付与株式数」という。)とする。

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

株式交換又は株式移転の条件等を助案の上、払込金額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使可能期間

上記(5)に定める新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記(5)に定める新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び消却の条件

上記(6)及び(7)に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

3. 新株予約権割当の要領

対象者合計19名に対し49個を上限とし、各対象者に対する新株予約権の割当数(以下、「割当数」という。)については、各対象者の職責及び当社連結業績への貢献を考慮し、取締役会にて決定する。

また、対象者に対する新株予約権の割当てに際して、以下の要領の「新株予約権割当契約」を当社と各対象者の間で締結するものとする。

(新株予約権割当契約の要領)

- (1)新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (2)新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。また、新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、使用人のいずれの地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。
- (3)上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

以 上

新株予約権の具体的な発行及び割当の内容は、上記について平成 16 年 6 月 25 日開催予定の当社第 53 回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会以降に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。